

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	-	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	-	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	-	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	-	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	補助要件に該当すれば、特定の事業者に限定することなく公平に申請を受ける。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	補助要件を満たす事業者は補助対象となる。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	補助事業内容が職員の賃金の引上げであるため、補助金の交付による手段が適当である。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	職員の処遇の改善に資するものである。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	職員の処遇の改善に資するものである。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	職員の処遇の改善により、学童保育サービスの向上につながる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	学童保育サービスを提供する事業者に対する補助であり、目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	交付申請及び実績報告手続において使途の確認を行う。

4 交付実績

(件、千円)

項目	令和3年度(予算)			
交付(見込み)件数	26			
決算(予算)額	2,995			
国庫支出金	2,995			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	0			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

国の示す事業実施内容等を踏まえ対応していく。